


都合により日程を変更することがありますので、お問い合わせください。

名称	日・曜日	時間	相談会場	相談員・申込方法など	問い合わせ
家庭児童相談 児童虐待相談	月～金曜日 ※祝日を除く	8:30～17:15	こども家庭課	☎家庭相談員兼母子・父子自立支援員	こども家庭課 ☎(082)420-0407 市役所直室 ☎(082)422-2111
家庭児童相談	水・木曜日 ※祝日を除く	10:00～17:00	子育て・障害総合支援センター	☎家庭相談員兼母子・父子自立支援員	はあとふる ☎(082)493-6073
障害者・障害児相談	月～土曜日 ※祝日を除く	8:30～17:15	はあとふる(サンスクエア東広島1階)	☎相談支援コーディネーター	
障害者虐待相談	月～金曜日 ※祝日を除く	8:30～17:15	子育て・障害総合支援センター	☎相談支援コーディネーター	障害福祉課 ☎(082)420-0180 市役所直室 ☎(082)422-2111
	上記以外(障害者虐待通報のみ)		障害福祉課	☎障害福祉課職員	
一日若者しごと館	12日(火)	12:30～16:30		☎キャリアカウンセラーによる就職関連情報の提供、職業相談、職業適性診断など ☎仕事や就職に関して不安や悩みをもつ若者 ☎3人/1日(予約制) ☎電話 ※4月以降のご相談は、最寄りのハローワーク(職業相談部門)をご利用ください。	産業振興課 ☎(082)420-0921
広島地域若者サポートステーション「若者交流館」	6日・13日・20日・27日 (いずれも水曜日)	13:00～17:00	コラボスクエアセミナー室	☎就職したいけれど、あと一歩が踏み出せない人、職場での人間関係が苦手で辞めてしまった人などの相談を受け付けます。 ☎自己理解、自己表現、コミュニケーション演習、応募書類作成や面接練習など ☎15歳から概ね39歳までの人 保護者からの相談も受け付けます。 ☎4人/1日	広島地域若者サポートステーション「若者交流館」 ☎(082)511-2029
働く女性の相談室	16日(出)	13:30～14:30 14:30～15:30	市民文化センター2階研修室3(サンスクエア東広島)	☎仕事上の悩み(セクハラ、パワハラ、家庭との両立)や、働きたい女性の相談 ☎9日(出) ☎電話、窓口	エスポワール/男女共同参画推進室 ☎☎(082)424-3833
ボランティア相談窓口	第2・4水・土曜日 ※祝日を除く	13:00～16:00	市民文化センターボランティア活動支援センター(サンスクエア東広島2階)	☎ボランティアコーディネーター	ボランティア活動支援センター ☎(082)424-9590
	火・木曜日 ※祝日を除く	13:00～16:00	生涯学習課(市役所北館2階)	☎生涯学習相談員	生涯学習課 ☎(082)420-0979
不登校サポート「親の会」	第3水曜日	13:30～15:30	西条フレンドスペース(サンスクエア東広島3階)	☎☎電話	西条フレンドスペース ☎(082)421-8494
児童教育相談	火～日曜日 ※祝日を除く	10:00～12:00 13:00～16:30		☎☎教育相談員	児童青少年総合相談室 ☎(082)422-3749
カウンセラー相談	①火・金曜日 ②第1・3水曜日 ※祝日を除く	①13:00～16:00 ②13:00～15:00	児童青少年センター内児童青少年総合相談室(サンスクエア東広島1階)	☎☎臨床心理士 ☎☎電話または窓口(開館日の10:00～16:30)	
子育て相談	火～木・土・日曜日 ※祝日を除く	9:00～12:00 13:00～15:30		☎☎児童厚生員	
ひきこもり専門相談	14日(休)	13:30～15:00	県西部東保健所相談室	☎ひきこもりや心の悩みや病気について、精神科医と保健師が相談に応じます。☎個別相談(予約制)(相談時間は約30分) ☎☎電話(7日(休)まで)	県西部東保健所保健課 ☎(082)422-6911(代)
市政への要望		メールモニター(のんモニ)募集		地域づくり推進課 ☎(082)420-0924 ☎☎(082)423-0270	
①タイトル②要望事項③住所・名前・電話・ファックス番号を記入の上、あなたの声をお寄せください。		毎月1回程度、市政に関するアンケートをメール配信し、集計結果をホームページで公表します。回答者には、抽選でプレゼントがあります。		 	

Free of Charge 外国人相談窓口・Information and Consultations・Salão de Comunicação・外国人相談窓口・Dịch vụ tư vấn

言語	曜日	時間	場所	問い合わせ
English 英語	Tuesdays, Wednesdays, Thursdays【火、水、木】	9:00～17:00	市民文化センター コミュニケーションコーナー	Communication Corner Salão de comunicação コミュニケーションコーナー ☎(082)423-1922
	Saturdays【土】	9:00～13:00		
	Mondays, Fridays, Sundays【月、金、日】	13:00～17:00		
Português ポルトガル語	Quartas, Quintas, Sábados【水、木、土】	9:00～13:00	(公財)東広島市教育文化振興事業団 ☎(082)424-3811 ☎http://hhface.org/corner/jp.html	
	星期一、二、五、日【月、火、金、日】	9:00～13:00		
中文 中国語	星期四、六【木、土】	13:00～17:00	市民文化センター 研修室	
	Chủ Nhật【日】	13:00～17:00		
Tiếng Việt ベトナム語				
Legal Consultations Consulta Jurídica 法律相談	3月9日(出) ①13:00～②14:00～ ③15:00～④16:00～			弁護士が法律相談に応じます。英語・ポルトガル語・中国語の通訳あり。 1週間前までに予約が必要。 相談時間は約40分

名称	日・曜日	時間	相談会場	相談員・申込方法など	問い合わせ
法律相談	7日・14日・28日、 4月4日(いずれも木曜日)	13:00～16:00 ※相談時間は30分以内	地域づくり推進課	☎弁護士 ☎12人/日(抽選) ☎当日受付(8:30～9:00に電話またはファックス、窓口) ※相談は原則1回限り	地域づくり推進課 ☎(082)420-0924 ☎☎(082)423-0270
登記・法律相談(相続・成年後見など)	13日(休)・20日(休)	10:00～12:00 ※相談時間は30分以内		☎司法書士 ☎8人/日(先着順) ☎当日受付(8:30～9:30に電話またはファックス、窓口)	
あんしんホット相談	4日(月)・18日(月)	10:00～12:00 13:00～16:00 ※相談時間は1時間以内		☎離婚、相続、金銭、近隣トラブル、税金などに関する相談 ☎NPO法人法務総合情報センター ☎5人/日(先着順) ☎☎電話・ファックス、窓口(相談日の前の週の木曜日正午まで)	
相続・遺言・成年後見についての相談	26日(火)	10:00～12:00 ※相談時間は30分以内		☎行政書士 ☎4人/日(先着順) ☎☎電話またはファックス、窓口(相談の前日正午まで)	
消費生活相談	月～金曜日 ※祝日を除く	9:00～12:00 13:00～17:00	消費生活センター(市役所北館1階②番窓口)	☎消費者と事業者間の契約トラブルに関する相談 ☎消費生活相談員	消費生活センター ☎(082)421-7189
お昼の消費生活相談	月～金曜日 ※祝日を除く	11:00～13:00		☎消費生活センター受付時間外の相談窓口です ☎☎国民生活センター職員など	国民生活センター ☎(03)3446-0999 消費者ホットライン ☎188
休日の消費生活相談	土日祝日	10:00～16:00			
心配ごと相談・行政相談	西条会場 5日(火)、4月2日(火)	13:00～16:00	市役所北館1階相談室1	(心配ごと相談) ☎☎心配ごと相談員 (民生委員・児童委員) (行政相談) ☎☎国の行政に関する要望や相談 ☎☎行政相談委員	(心配ごと相談) 東広島市民生委員 児童委員協議会 ☎(082)420-0932 (行政相談) 中国四国管区 行政評価局 ☎(082)228-6173
	八本松会場 13日(火)、4月10日(火)	13:00～16:00	八本松地域センター		
	志和会場 28日(休)	13:00～16:00	志和出張所		
	高屋会場 25日(月)	13:00～16:00	高屋西地域センター		
	黒瀬会場 4日(月)、4月1日(月)	9:00～12:00	黒瀬支所南館5階第3会議室		
	福富会場 13日(火)、4月10日(火)	13:00～16:00	福富保健福祉センター		
	豊栄会場 19日(火)	13:00～16:00	豊栄保健福祉センター		
河内会場 28日(休)	13:00～16:00	河内保健福祉センター			
安芸津会場 15日(金)	13:00～16:00	安芸津文化福祉センター			
自殺予防相談	年中無休	24時間			広島いのちの電話 ☎(082)221-4343 よりそいホットライン ☎(0120)279-338
【特設】人権相談	西条会場 5日(火)・12日(火)・19日(火)・26日(火)	13:00～16:00	広島法務局東広島支局	☎☎人権擁護委員	東広島竹原 人権擁護委員協議会 ☎(082)423-7752
	黒瀬会場 4日(月)	9:00～12:00	黒瀬支所南館5階第3会議室		
	福富会場 13日(火)	13:00～16:00	福富保健福祉センター		
	安芸津会場 15日(金)	13:00～16:00	安芸津文化福祉センター		
【常設】人権相談	月～金曜日 (祝日を除く)	8:30～17:15	広島法務局東広島支局	☎☎法務局職員、人権擁護委員	☎(082)423-7707
ひがし広島法律相談センター	毎週水曜日 (変更になることがある)	13:00～16:00	市民文化センター研修室3(サンスクエア東広島2階)	☎☎広島弁護士会 ☎☎☎電話(休業日を除く9:30～16:00) ☎☎有料	ひがし広島法律相談センター ☎(082)421-0021
遺言・契約書などの作成	月～金曜日 ※祝日を除く	10:00～12:00 13:00～16:00	東広島公証役場(サンスクエア東広島4階)	☎☎公証人 ☎☎☎電話	東広島公証役場 ☎(082)422-3733
県民相談	月～金曜日 ※祝日を除く	9:00～17:00	広島県生活センター(県庁農林庁舎1階)	☎☎離婚、相続、近隣トラブル、交通事故などに関する相談 ☎☎県民相談員	県民相談窓口 ☎(082)223-8811

教えて 消費生活

エシカル消費って何？
英語で「倫理的な」という意味の言葉です。エシカル消費とは、人や社会、環境に配慮した消費行動のことです。家計が支出する消費の総額は、経済全体の50%以上を占めており、私たちが一人ひとりの買い物は社会に大きな影響を与えていると言えます。商品を選ぶ際は、価格だけでなく、その商品がどのように作られたのか、その商品を購入することが環境や社会にどのような影響を与えるかについても考えてみましょう。

エシカル消費につながる行動

- マイバッグを持参する
- 食べ残しを減らす
- 省エネや節電を心がける
- フェアトレード商品
- エコマーク商品
- リサイクル製品
- 障害者支援に繋がる商品
- 地元産品
- 被災地産品 など

消費生活センター
☎(082)421-7189